

福祉教育支援事業補助金交付要項

(目 的)

第1条 下妻市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、市内の小・中学校へボランティア活動の実践、また社会連帯の精神を養成するため、福祉教育支援事業補助金として予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助事業、補助対象者及び補助額等)

第2条 補助事業、補助対象者、補助対象経費及び補助額は、別表1の通りとする。

(補助金交付条件)

第3条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付されるものであること。

- (1) 事業を中止、又は廃止する場合には、本会会長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合においては、速やかに本会会長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 申請校は補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を作成し、且つ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (4) 事業の内容を変更する場合には本会会長の承認を受けなければならないこと。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、別紙交付申請書（様式第1号）により、別に本会会長が指示する日までに本会会長あてに申請しなければならない。

(交付決定通知)

第5条 補助金の交付決定通知は、別紙交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付について、本会会長が必要と認めたときは、全額概算払いにより交付することが出来る。

(実績報告書)

第7条 指定校は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止、又は廃止した時を含む）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別紙事業実績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

付則

この要項は、平成13年4月1日より施行する。

この要項は、平成22年4月1日より施行する。

別表 1

福祉教育に取り組む市内の小中学校に対し、下記の条件で補助を行う。

必須事業（基礎補助額）＋選択事業（3,000円×体験メニュー）＝決定額

<p>必須事業（下記イ～ニの内、2つ以上実施）</p> <p>イ. 地域の施設、幼稚園・保育園との交流 （職業体験等は含まない）</p> <p>ロ. 学校行事への地域住民の招待</p> <p>ハ. 寄付、募金、リサイクル活動</p> <p>ニ. 学校独自の地域における奉仕活動 （学校内の愛校作業等は含まない）</p> <p>上記の必須事業に対し、児童生徒数に応じた金額を補助する。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>児童生徒数</td> <td>基礎補助額</td> </tr> <tr> <td>100人未満</td> <td>→ 5,000円</td> </tr> <tr> <td>100～149</td> <td>→ 10,000円</td> </tr> <tr> <td>150～199</td> <td>→ 15,000円</td> </tr> <tr> <td>200～249</td> <td>→ 20,000円</td> </tr> <tr> <td>250～299</td> <td>→ 25,000円</td> </tr> <tr> <td>300～349</td> <td>→ 30,000円</td> </tr> <tr> <td>350～399</td> <td>→ 35,000円</td> </tr> <tr> <td>400～449</td> <td>→ 40,000円</td> </tr> <tr> <td>450～499</td> <td>→ 45,000円</td> </tr> <tr> <td>500～549</td> <td>→ 50,000円</td> </tr> <tr> <td>550～599</td> <td>→ 55,000円</td> </tr> <tr> <td>600～649</td> <td>→ 60,000円</td> </tr> <tr> <td>650～699</td> <td>→ 65,000円</td> </tr> <tr> <td>700～</td> <td>→ 70,000円</td> </tr> </table>	児童生徒数	基礎補助額	100人未満	→ 5,000円	100～149	→ 10,000円	150～199	→ 15,000円	200～249	→ 20,000円	250～299	→ 25,000円	300～349	→ 30,000円	350～399	→ 35,000円	400～449	→ 40,000円	450～499	→ 45,000円	500～549	→ 50,000円	550～599	→ 55,000円	600～649	→ 60,000円	650～699	→ 65,000円	700～	→ 70,000円	<p>選択事業（※1）</p> <p>イ. 福祉に関する講演（講話）などの啓発活動 例) 高齢者、障害者、ボランティア活動等の体験談や人権や福祉に関する講演（講話）</p> <p>ロ. 社協との連携による福祉体験授業 例) 車イス、アマスク、手話、点字、高齢者擬似、絵手紙体験など</p> <p>※1 下記条件に従い、<u>1体験メニュー</u>毎に3,000円を上乗せ補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同学年（又は複数学年が合同）で、同じ体験を複数回実施した場合は1回の実施とみなす ・原則として年度当初に計画された体験授業を補助の対象とするが、やむを得ない事情等により予定の福祉体験を実施できなかった場合のみ、別の福祉体験に代替える事ができる。 ・補助金交付決定後に、新たに計画、実施した体験等については、追加の補助申請はできない。
児童生徒数	基礎補助額																														
100人未満	→ 5,000円																														
100～149	→ 10,000円																														
150～199	→ 15,000円																														
200～249	→ 20,000円																														
250～299	→ 25,000円																														
300～349	→ 30,000円																														
350～399	→ 35,000円																														
400～449	→ 40,000円																														
450～499	→ 45,000円																														
500～549	→ 50,000円																														
550～599	→ 55,000円																														
600～649	→ 60,000円																														
650～699	→ 65,000円																														
700～	→ 70,000円																														

補助金は、主に福祉教育活動に掛かる経費として使用することができるものであり、福祉活動に直接関係しない支出については補助の対象外とする。

支出が認められる経費

- ・ 報償費（講師謝礼）
- ・ 旅費（講師旅費、児童生徒などの移動交通費用等）
- ・ 消耗品費（活動用資材購入費用等）
- ・ 印刷製本費（資料作成費用）
- ・ 食料費（講師お茶代等）
- ・ 通信運搬費（絵手紙はがき代、寄付物品の送料など）
- ・ 使用料及び賃借料（土地賃借料、施設使用料等）
- ・ 図書購入費（福祉関連書籍の購入費用）

支出が認められない例

- ・ 福祉活動に直接関係しない備品及び消耗品の購入費用
- ・ 学校設備、備品に関する維持管理費（修理、修繕費、たい肥、除草剤など）
- ・ 光熱水費、電話使用などに掛かる事務諸経費
- ・ 教職員の人件費、諸手当

（特定の科目に支出が偏らないよう、執行については配慮すること）